

平成18年第6回太良町議会（定例会第4回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成18年12月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成18年12月14日 9時32分			議長	坂口久信
	散会	平成18年12月14日 11時45分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	見陣泰幸	出	9番	竹下武幸	出
	2番	坂口祐樹	出	10番	田口靖	出
	3番	浜崎敏彦	出	11番	岩島好	出
	4番	坂口久信	出	12番	山口光章	出
	5番	久保繁幸	出	13番	下平力人	出
	6番	吉田俊章	出	14番	木下繁義	出
	7番	恵崎良司	出	15番	田崎誓	出
	8番	末次利男	出	16番	中溝忠喜	出
会議録署名議員	1番	見陣泰幸	2番	坂口祐樹	3番	浜崎敏彦
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太		(書記) 大岡寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	百武豊	税務課長	桑原達彦		
	助役	木下慶猛	農林水産課長	高田由夫		
	収入役	矢壁稔	土地改良課長	永淵孝幸		
	教育長	陣内碩泰	建設課長	岩島正昭		
	総務課長	岡靖則	収入役室長	坂本豊		
	企画商工課長	佐藤慎一	支所長	新宮義晃		
	財政課長	大串君義	農業委員会事務局長	中島末博		
	町民福祉課長	新宮善一郎	教育委員会次長	川瀬勝芳		
	健康増進課長	江口司	公民館長	寺田恵子		
環境水道課長	土井秀文	太良病院事務長	毎原哲也			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成18年12月14日（木）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成18年太良町議会12月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
6	5番 久保繁幸	<p>1. 高校総体について</p> <p>君色の風が吹く「2007、青春、佐賀総体」の開催まであと7カ月近くになり、実行委員会、専門委員会ができ、着々と進行状況にあると思う。太良町では男子ソフトボール競技が、町営野球場と道越環境広場の2会場での競技開催であるが、受入体制について問う。</p> <p>(1) 7月に行われた「プレ総体」の大会での教訓と反省点は何か。</p> <p>(2) 駐車場の問題はどのようにするのか。</p> <p>(3) 警備、救護体制はどのように行うのか。</p> <p>(4) 応援団と一般観覧者の場をどのように確保するのか。</p> <p>(5) 選手、監督の輸送方法はどのように対処するのか。</p> <p>(6) 町全体で1日500名弱の宿泊予定だが、敗退したチームが帰った後の配宿はどのようにするのか。</p> <p>(7) ランドリーの仮設はできないか。</p> <p>(8) 大会参加者及び一般観覧者等への便宜を図り、郷土の物産を紹介するため、売店を設置するとしてあるが、どこで誰がするのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
6	5番 久保繁幸	<p>2. 教育問題について</p> <p>現在大きな社会問題となり、政治課題の中心に据えられ、かつてないほどの脚光を浴びている「いじめ」「親の子殺し」など深刻な事態があつて子ども達を取り巻く環境、親子関係が急速に変わっている感じがする。その中で、いじめ問題への対策はどのような取り組みを行っているのかを問う。</p> <p>(1)教育再生会議のいじめ緊急提言をどう思うか。</p> <p>(2)教師へのいじめ問題の指導はどのように行っているか。</p> <p>(3)いじめの早期発見、早期対応策はどのようにしているか。</p> <p>(4)いじめを許さない学校づくり策は。</p>	教育長
7	6番 吉田俊章	<p>1. 台風災害に対する支援策について</p> <p>先に襲った9月の台風13号では本町にとって近年にない大きな被害を受けた。特に農作物にとっては、収穫の一番大事な時期に潮風害を受け、果樹をはじめ農作物、畜産関係等々、平成3年の17号、19号の塩害以上の被害を被った。</p> <p>太良町は農林業が基幹産業であるが、特に主作物であるみかん農家にとっては経営存続を危ぶまれる農家もある。</p> <p>今災害については、町長を先頭に、国、県への要望活動を強力に行い支援が可能になったが、しかし制約もある。出来れば柔軟できめ細かな町独自の支援も出来ないものかを問う。</p>	町長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
7	6番 吉田俊章	(1)台風13号の被害をどう把握しているか。 (2)県の支援策3億2千万円を提案しているが、どのような支援か。また、激甚災の指定によりどういう利点があるか。 (3)町独自の支援も必要と思うが、営農対策はもちろん、他作物導入、樹園地の改植、借入金生活支援、施設関係、共同組織等に対しどう考えているか。	町長

午前9時32分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

12月13日本会議2日目に続き、一般質問を行います。

6番通告者久保君、質問を許可します。

○5番（久保繁幸君）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、高校総体の件と教育問題のいじめについて質問いたします。

まず最初に、来年7月行われます高校総体であります。高校スポーツ界の祭典、全国高校総合体育大会のスローガンを「この夏 佐賀に君色の風が吹く」とした「2007青春・佐賀総体」の開幕が7カ月後に迫ってまいりました。県内20市町を舞台に、全国の高校生トップアスリート約2万7,000人が出場、熱戦を繰り広げ、訪れる観客と合わせて延べ50万人以上が県内においでになります。県全体が総体一色に染まるものと思います。

太良町では、男子ソフトボール競技が町営野球場と道越環境広場の2会場での競技開催予定であります。選手、監督、観客を合わせて延べ1万数千人が来町されると思われま

現在、実行委員会、専門委員会も立ち上がり、着々と進行状態の中、運営面には一定の人員と設備が要求されますが、限られた予算と人員の中、簡素な中にも感銘のある大会にするため、太良町での受け入れ態勢、対応についてのお尋ねをいたします。

まず、ことしの7月に行われました全九州高校ソフトボール大会、いわゆるプレ総体でありますが一での教訓と反省点は何であったかをお尋ねいたします。

また、2番目に、混雑が予想されます駐車場の問題であります、どう確保をされておられるのか、お尋ねいたします。

競技会場及び練習会場、またその周辺に、大会参加者及び一般観覧者の駐車場を可能な限り確保するとしてありますが、町営球場及び周辺で120台、道越環境広場及び周辺で190台の乗用車のスペースを用意してあるようでございますが、九州大会時は25チームの参加チームでありましたが、大変混雑したと思っております、具体的な場所の説明をお願いいたします。

次に、警備、防災、医療救護体制についてであります、この時期、熱中症、貧血等多くあると思っております、どのような対応を考えられておられるかをお尋ねいたします。

4番目に、応援団と一般観覧者の場をどのように確保されるのか。

近年は保護者等の観戦が多くなり、席取りがエスカレートする競技もあります。遠くから来たのと思わせない工夫も求められると思っております、この辺をお尋ねいたします。

5番目に、選手、監督の輸送方法であります、大会参加者の輸送は、原則として公共交通機関を利用するとしてありますが、どのような計画をなされてあるのかをお尋ねいたします。

6番目に、宿泊についてであります、早いチームは来年の7月26日から宿泊予定となっております、28日開会式までは配宿センターが考えておられる数、町内の宿泊は25チームでございます。487名の予定は確実であります、1回戦、2回戦が第1日目に行われますが、敗退したチームは帰るところがあると思っております。その後の8月1日までは、どのような配宿をされるのか、お尋ねいたします。

また7番目に、ランドリー――洗濯の件でございます、仮設ができないかでありましたが、さきのプレ総体時、マネージャーや補欠の選手が夜中までかかって洗濯をやっておりました。九州大会のときを思うと、洗濯を担当する生徒は大変だと思っております、町内にコインランドリーは、多良に3カ所、大浦に1カ所と聞きますが、この数では、また各旅館での数では対応は無理と考えますが、宿泊はすべて大浦であり、環境広場あたりに仮設のコインランドリーの据えつけができないものか、お尋ねいたします。

最後に、大会参加者及び一般観覧者等への便宜を図り、郷土の物産を紹介するため、売店を設置するとしてありますが、どのような選定で、だれがどのようなものを販売されるのかをお尋ねいたします。

以上よろしくお願ひいたします。

○町長（百武 豊君）

久保議員の1点目、高校総体についての御質問にお答えをいたします。

平成19年度に佐賀県で開催される全国高等学校総合体育大会も、去る11月17日には、250日前推進大会が開催され、機運も高まってきたところであります。

議員御承知のように、太良町は鹿島市との共同で男子ソフトボール競技の会場となっており、現在、鹿島市、太良町合同の実行委員会を設立いたし、事務局を鹿島市の陸上競技場内に設け、各団体や関係機関の協力をいただいて、広く住民の理解と協力を得、簡素な中にも感銘と感動のある大会の実現を目指し準備を進めているところであります。

それでは、1番目の質問、7月に行われたプレ総体の大会での教訓と反省は何か、これについてであります。

ことし7月7日から9日にかけて、九州高体連と佐賀県教育委員会の主催で行われたプレ大会については、参加者の方から競技会場への誘導案内板が少なかった、またPRが少し足りなかったのではないかと指摘もありましたが、大会運営全般については、各関係機関、団体等の協力をいただき、全体的にスムーズな運営ができたのではないかと、このように思っております。

また、宿泊場所での選手のユニホームの洗濯が大変だったと関係者から伺いましたが、その点につきましては、今後、宿泊先等々との連携をとりながら改善をしていきたいと考えております。

次に、2番目の駐車場の問題についてであります。

まず、競技会場となる町営野球場の駐車場につきましては、光風荘駐車場と旧太良病院跡地の駐車場を、また、道越環境広場の駐車場につきましては、環境広場内の駐車場と漁港用地をお借りして対応したいと考えております。

なお、宿泊場所の駐車場については、基本的には、各旅館所有の駐車場を提供していただきたいと考えております。

次に、3番目の警備、救護体制について、どのように行うかということであります。

警備体制については、事件、事故発生防止並びに発生時における措置等について、警備対策実施計画を作成し、各関係機関、団体の協力を得て、大会の安全かつ円滑な運営に努めたいと考えております。

また、救護体制についても、実行委員会で定めた医療救護要綱に基づき、競技会場、あるいは宿泊先での医療救護に関係機関、団体の協力を得、適切な処置が図られるように努めていきたいと考えております。

次に、4番目の応援団との一般観覧者の場をどのように確保するのか、これについてであります。

応援団と一般観覧者の場所については、両競技場とも各1塁、3塁側後方に専用のテント、

いす等を配置し、確保することにしております。

次に、5番目の選手、監督の輸送方法は、どのように対処するのかについてであります。

県の実行委員会における参加チームの移動調査では、すべての参加チームがマイクロバス使用という結果が出ていますので、選手、監督の輸送方法については各チームで対応するものと考えております。

次に、6番目の敗退したチームが帰った後の宿泊は、どのようになるのかということであります。

現在、大会期間中の負け帰りの件については、県配宿センターと協議をいたしているところではありますが、今後、全国高体連専門委員長、あるいは県配宿センターとも十分に協議をなし、確認をとりながら、大会開催中の町内宿舎の有効利用に努めたいと考えております。

次に7番目、ランドリーの仮設についてであります。

ランドリーの仮設については、先ほど申し述べましたプレ大会の反省を踏まえ、実行委員会と関係旅館との連絡確認をとりながら対応していきたいと考えております。

次に、8番目の売店の設置については、今後、鹿島市・太良町実行委員会売店等設置基本方針を作成し、各競技会場において、参加者に対して太良町の物産等を広くPRするための売店を設置したいと考えておりますが、出店業者については、実行委員会で情報提供を出し、実行委員会に申請のあった業者と協議の上、許可を行うことになっております。

売店設置については、今後、関係機関並びに関係団体との連携を密にし、大会運営に支障が生じないよう配慮していきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（久保繁幸君）

それでは、順を追って質問させていただきますが、プレ総体では、雨天のために、女子の競技では日程の関係上、2校が優勝となりましたが、今回の場合はないと思っておりますが、順延は、何日ぐらいまでの予定で思われておりますか、お尋ねいたします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

7月のプレ大会におきまして両校優勝ということになりましたのは、8月に全国高校総体が控えておりましたので、監督の方から、けが人が出たら全国大会に支障を来すというようなことで、両校優勝というようなことになった次第でございます。

来年の高校総体におきましては、予備日は1日だけ設けてあります。大会が8月1日までとなっておりますので、8月2日まで予備日ということになっております。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

それでは、2番目の駐車場の件でございますが、駐車場、今さっきどのチームもマイク

ロバス対応ということでございましたんですが、今私が申しましたのは、町営球場周辺に120台、道越の環境広場に190台ということですが、マイクロバスもいろいろございます。大型、中型、小型、また、一般観客の方も大型バス等でおいでになるかもわかりません。そういう分の確保はどのようにされるのかですね。その駐車場内に、また一緒なのか。

それと、駐車場係を設置するということですが、これは駐車場の係等はだれがやられるのか、お尋ねいたします。

○公民館長（寺田恵子君）

はい、お答えいたします。

まず、1点目の駐車場の、大型バスの駐車場の確保でございますけれども、太良球場の方につきましては、旧太良病院の跡地を大型バス専用を設けたいと考えております。また、道越環境広場の方におきましては、漁港用地をお借りして、そこに大型の方を確保して対応してまいりたいと思っております。

それに、次の駐車場係ですけれども、基本的には、最低必要な駐車場への誘導係は業者へ業務委託したいと考えております——おりますけれども、高校生の1人1役運動の一環といたしまして、先生を1人、生徒数名を1グループとして、駐車場係を配置するように予定をいたしております。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

大会は7月26日から8月1日の1週間の予定であります。JAたら選果場の跡、現在の購買部ですよね。その場所には、この実行委員会の予定を見ますと、いろいろな予定が組まれておりますね。購買部は、しかしお聞きしますと、年中無休ということで、購買者の車等の乗り入れ等の策はどのようになされるのかですね。その辺せんだって聞いた話では、何かの大会のときに、大分購買者との——購買者が出入りができなかったということをお聞きしましたので、その辺はどのように対応されておるのか、お尋ねいたします。

○公民館長（寺田恵子君）

では、お答えいたします。

先ほど久保議員の御質問の件ですけれども、太良球場、道越環境広場、両会場とも競技会場いたしますけれども、大体使用しますのは、7月29日から31日までの3日間ということになりますけれども、今言われたように、農協JA資材センターですかね、あそこ前周辺一帯を休憩所とか、大会期間中は休憩所とか、売店設置場所ということで予定をしております。特にJAの資材センターの方と、それから野口建材店の方と、それから食肉販売組合がありますけれども、そちらの協力は本当に必要不可欠でございます。休憩所とその通路をカラーコーンとかトラロープで区別をして、明確な表示を行いまして、車の乗り入れ等には十分注意をして業務に支障を来さないように、今後、関係者の方とも十分な打ち合わせをして、総

体の推進に努めていきたいと考えております。

また事前に、十分に町民の皆さんにもそういう高校総体がある期間中のPRをして、対策を立てていきたいと考えております。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

それと、あそこには屠殺場がありますよね。それで月曜から金曜までずっと毎日あるそうなのですが、そのところには家畜の保健所から毎日お見えになるということでございますが、そういうのはどういうふうな、ちゃんと事前にお話をされておくのがいいと思うんですが、その辺はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

食肉販売の方とその畜産、あそこも十分に打ち合わせをですね、大体、プレ大会のときもそうでしたけれども、今度の高校総体においても事前に一応連絡をして、こういう大会がございまして、協力をお願いしたいというようなことで、なるべく業者の方の支障を来さないように、こちらの方とも事前に、一応、打ち合わせはしてあります。

また、近いうちに、食肉販売とか、ほかの会場周辺の業者の方には、レイアウト等も持って、日程等も持って出かけるようにいたしております。

○5番（久保繁幸君）

それでは、3番目の警備業務、防災関係に移りますが、各警備防災業務は、各関係団体の協力としてありますが、その関係機関、団体とは何を指すのかですね。

それから、救急の件であります。何かあった場合は、太良会場の場合は太良病院が近くでいいんですが、環境広場の場合、ちょっとやっぱり遠いですよね。それで、どのような体制をとっておられるのか。また、この期間中に土曜、日曜が1日ずつあります。その病院の休診日時の対応、また宿舎からの夜間、時間外等の救急体制はどのようにされておられるのか。また、担当医が不在とかなんとか、太良病院の場合よくありますが、そういうときはどういうふうにされるのか、お尋ねいたします。

○公民館長（寺田恵子君）

はい、お答えをいたします。

警備防災業務につきましては、まず、1点目の警備防災の機関、団体とは何なのかということですが、一応、警備業務につきましては、鹿島警察署管内の方に協力をお願いしたいと考えております。

また、防災業務につきましては、一応、実行委員会の方で基本的事項を定めますけれども、町内の鹿島消防署の太良分署等々に対して、防災対策を依頼したいと考えております。

次に、救護の件ですが、現在、道越環境広場を含めて、すべての競技会場に、医師

1名、看護師1名、養護教諭1名、係員及び補助員数名で万全な救護体制を整えるように、業務の推進に努めていきたいと考えております。

それから、土曜、日曜の病院、宿舎、時間外の救護体制でございますけれども、救急態勢とか、それから緊急の場合の対応でございますけれども、実行委員会と地区の医師会等で打ち合わせを行いまして、宿舎、競技会場での救急、緊急時のマニュアルをまず作成をいたしまして、万全な実施態勢を整えたいと考えております。

○5番（久保繁幸君）

それから、早いチームは26日から入ってまいりますよね、7月26日から。それで、練習会場を見ておりますと、健康広場、太良高校、大浦中学校2面で、太良会場は4会場となっておりますが、その練習場の確保はいつからなされておるのか。それで、また大会が始まる前の環境広場の大会会場とか、町営広場とか、どういうふうな練習をされるようになるのか、その辺をお尋ねいたします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

議員言われるように、例年、早いチームで大会の二、三日前から入られます。それで、そういう関係で1週間前には町内の練習会場、先ほど言われました太良高校、大浦中学校を練習会場として確保したいと考えております。ただ、授業の関係がありますので、十分その点は打ち合わせをしながら進めたいと考えております。

それから、競技会場となります町営野球場と道越環境広場につきましては、競技会場でございますので、練習での使用は控えたいと考えておりますけれども、空きスペースでランニング、あるいはキャッチボール程度はいいかなとは考えております。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

それと、救護の関係になりますが、プレ総体のときに、ボールが当たってから1人か何人か知りませんが、救急車で搬送された方がおられましたですね。

今回ここを見てみますと、ネットを張るようにはなっておりますが、そのネットの高さはどれくらいの分をつくられる予定かですね。道越環境広場の方には、プレ総体のときにはネットを張ってありませんでしたね、そのときの事故と思うんですが、今回はネットはこれを見てみますと、ネットは用意してあるようでございますが、そのネットの高さはどれくらいの分をされる予定なのか、わかれば。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

道越環境広場の方のネットの分は、現在のところは考えておりません。（「おりません」と呼ぶ者あり）はい。

○5番（久保繁幸君）

これにはですよ、この別紙の、お持ちと思うんですが、これには道越環境広場の分を見てもみますと、番号17、わかりますかね。番号17で、内外フェンスというのでしてあります。17も観客の席の方にもずっとしてありますが、それはしない予定なんですかね。しなければ、またこの前のような事故の発生も考えられるんですが。この前、ボールが当たって、多分太良病院に搬送されたということをお聞きしておりますので、これにはしてあるんですが、しない予定なんですかね。

○公民館長（寺田恵子君）

はい、申しわけありません。今ちょっと私が資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとそのネットの確認をしておりますませんでしたので、申しわけございません。

○5番（久保繁幸君）

それでは、次に応援団の対策であります。町営球場に関しては、幾らかの観客席はありますが、道越環境広場の場合、どうされるのか。

今さっきの話では、テントといすを用意されるというふうなお答えでありましたが、特に海側のチームの場合、あそこは余りスペースがないんですが、多くの人を観戦が予想されますが、それで、その応援席はチーム関係者を優先させられるのか、一般観覧者も入れられるのか。された場合、試合ごとの入れかえ等はどのような計画をなされておられるのか、お伺いしたいとお伺いするの、昨年の——ことしが大阪だったので、昨年の千葉総体で、ある競技場で入場ができなかった観客から補助員——多分補助員ですから高校生と思うんですが、殴られるという事態も発生した事例がありました。

そこで、やっぱり観客の人には、きちっと説明とか丁寧に対応する教育も必要だと思いますが、この辺の問題はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

近年の男子ソフトボール競技の1チームの応援者の数でございますけれども、大体、20名から40名程度見えられます。一般の応援者を含めても、ベンチ横に、先ほど町長の方からありましたように、テントの2張りから3張りのテントといすを準備して対応したいと考えております。ですので、優先席は入れかえ等はしないでもいいかなと考えております。

それで、先ほど、何か殴られたと、千葉総体のときにですね、いうことでしたけれども、これまで男子ソフトボール競技での入場の際には、そういうことはなかったということ聞いております。それでですので、気持ちよく競技を観戦いただきますように、関係役員、あるいは補助員等々に十分打ち合わせ等々で説明をして、十分な対応をしていきたいと考えております。

○5番（久保繁幸君）

ちょっと急ぎますが、選手、監督の移送はマイクロバスということで、すべての駐車場は確保してあるということですが、監督会議とか、審判員の会議とか、もろもろの会議がエイブルで計画されておりますよね。そういうときの輸送は、どういうふうにするのかですね。

お願いでございますが、宿舎にお願いされてもちょっと困りますので、その辺をぴしゃっと決めていただきたいんですが、よろしく願いいたします。その辺はどのようになっておるのか。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

第1次、第2次抽選会とか、監督会議とかいうものがエイブルの方で開催をされますけれども、これは市役所前の大駐車場を、このときは総体専用にお借りするつもりでございます。

したがって、宿舎に御負担をかけることなく、各チームのマイクロバスで対応することになっておりますので、そういうことで考えていただければいいと思います。

○5番（久保繁幸君）

それは、監督1人でもそんなマイクロバスで行かれるわけですかね。その監督会議とか、審判員会議とかいうのがあるでしょう。また、2次抽選会とかある場合、そういうときも、わざわざ大きなマイクロバスで行かれるわけですかね。

○公民館長（寺田恵子君）

はい、各チームで対応されると聞いておりますので。（「ああそうですか、はい」と呼ぶ者あり）

○5番（久保繁幸君）

それと、7月30日に予定されております第2次抽選会とは、どのような抽選会なのかですね。ずっとリーグ戦に、じゃなくて、途中でまた抽選会なんかをやるわけですかね、ちょっとお尋ねいたします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

第1次抽選会は、同じ地区同士が対戦しないように、組み合わせを行う配慮をしてあるんですけども、それで、第2次抽選会は、3回戦まで勝ち進んだチーム、ベスト16ですね、を行う2次抽選会ということになっております。

○5番（久保繁幸君）

次に、宿泊の件であります。太良町内分を言いますと、7月26日が145名の予定、7月27日が252名、7月28、29、30日が各458名、31日が452名、8月1日が150名の合計260としてありますが、先ほども言いましたが、負け帰り組があると思います。現在示してある数字は、どのようにして配宿をされるのか。

負け組は、多分1回戦で負けたら、次の日は次、多分帰ると思うので、その辺が毎日、450とか480とか、まだ計算をしてありません、その辺がわかりませんので、お尋ねいたします。

また、本来ならば、どこの宿舎も一般のお客様を入れた方が本当はいいんですよね。しかし、そういうわけにいきませんので、その辺をどの程度の予定を立てたらいいのか、宿泊側も今の現時点でわかっておりません。その辺を、どこの旅館でも当初受け入れ態勢の分の数字をずっと最後まで並べてありますので、その辺がどのようになるのか。

また、第1日目で2回戦まで予定されておりますよね。それでやっぱり、太良町25チームの半数近くは負けて帰るのではなかかと思えます。どこに宿泊して、宿泊するチームが勝つか負けるかわかりませんが、太良町と鹿島市で合わせて、7月30日の3回戦終わりの残りチームは16チームなんですよ。それと、31日の勝ち残りチームは4チームしかないんですが、その辺がどのような計算で、この8月31日まで452名の計算をされておられるのか。どういうふうな配宿をされるのか、お尋ねいたします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

ただいまの件につきましてですけれども、やはり負け帰りの、宿舎の方については、負け帰りの件が一番心配されているところでごさいます、配宿センターの方もそういうところを一番心配されております。

今先ほど、町長の方からもありましたように、今、配宿センターの方と協議を進めておりますので、来年の配宿の折には、近年の全国総体のとか、あるいは来年の春の選抜大会の実績を参考にして、成績優秀な都道府県代表チームを町内の宿舎の方に配宿していただけるように調整をとっていただくように、お願いをこちらの方も、実行委員会としてもしております。要するに、強いチームを優先して町内に宿泊をさせていただきたいというようなことで手配を、調整をお願いしているところでごさいます。

以上でごさいます。

○5番（久保繁幸君）

よき御配慮のほどをお願いいたします。

それと、問題なんです、九州プレ総体のときに発生したキャンセルの問題ですね。

夕方4時か5時ぐらいになりまして、去年いや、ことしですか、キャンセルの問題がありました、1軒の宿舎ですね。それで、その辺でちょっと業者さんとトラブルがあったということも聞いておりますが、3時からの試合もありますので、そこで、3時から試合をやられて2時間ぐらい、1時間半か2時間ですかね。それで、その時点で負けたから帰るという場合には、旅館側としても困るわけなんですよ。だから、そのキャンセルの方はどのようになるのかですね。

それと、そのキャンセル料をもらうとき、キャンセルもなんですが、宿泊料金についてであります。宿泊料金、Aランク、Bランク、Cランクということですが、町内の宿舎は全部Bランクに指定されておりますよね。その中で、この実行委員会の中には、税込みの9,975円ですか、9,975円。私どもに配宿センターから来た文書には9,135円。9,135円といいますが、私どもが宿泊代を取るのには、配宿センターの手数料と消費税を差し引きますと、7,810円なんですよね。それで、仮に9,975円の場合は8,528円、これはどちらの方を考えておればいいのか、お聞きしたいんですが。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

前段の方のキャンセルがあった場合ということですが、基本的には、キャンセル料が90%、当日の場合は90%が発生するということですので、試合があった日は、すべてのチームが宿泊をして、翌日帰るということになっているようでございます。これまでの大会においても、そういう実績が出ているようでございますので、その日負けたからといって、帰るチームはないのではないかと考えております。

それから、後段の方の宿泊料金の件でございますけれども、配宿センターから示しておりますBランクの金額9,975円は、役員の宿泊料金ということになりますので、9,135円は監督、選手の宿泊料金ということですので、9,975円は役員、9,135円は選手。役員か選手で区別をして、料金の対応をしていただきたいということでございます。

○5番（久保繁幸君）

それでは、うちの町内には選手だけということですかね。役員とか審判員さんとかは、受け入れ側はないということですかね。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

まだ今から配宿をされますので、まだ今のところは、監督、役員どこに配宿をするかというのは、まだ決まっておられませんので。

○5番（久保繁幸君）

それでは、次に行きます。ランドリーの設置の件でございますが、今までの大会です、私たちの町のような地区もあったと思うんです、ランドリーの設備が少なかったりというのは、そういうのもほかの会場がどのような対応をされたのか、この辺も十分調べてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、次に行きますが、売店の件なんですが、昨年千葉大会では、飲料水等に関しては、コカコーラが協賛して、多くの協賛金があったというふうにお聞きしました。しかし、ことし大阪大会では、他社の自販機も、自販機等のマスキングはしてなかったと。それで協賛金は減ったんじゃないかと。来年度の佐賀大会にはどのような、この辺の販売はコカコーラ

がまたやってくれるのか。行ったらどこでもコカコーラの旗が立っていますよね、ことしはどうなるんだろうか。そしてまた郷土の物産は、現時点では何を販売する予定でおられるか、お尋ねいたします。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

前段の飲料水の件でございますけれども、議員言われますように、ことしの大阪大会では、マスクングはしてありませんでした。けれども、協賛金は同額で、前の大会と同額での協賛金だったそうでございます。

ですので、来年度の大会も、同じ金額で検討をされているということを聞いております。

それから、次の郷土の物産は、販売予定は考えておられるかということでございますけれども、現在、郷土の物産の販売予定については、現時点では全く白紙の状態でございます。

ただ、先ほど答弁、町長からもありましたように、売店等の設置基本方針に基づきまして、売店の設置については実施していきたいと考えておりますけれども、方法といたしましては、町内の商工会、あるいは観光協会を通して出店業者等の希望を募りまして、その中で郷土の物産を販売していただくという形になるのではないかと考えております。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

すばらしい大会、心に残る大会になるように、今後ともじっくり考えて推進していただくことを願いまして、総体については終わります。

次に、教育問題のいじめについてであります。質問させていただきます。

すべての子供にとりまして、学校は安心・安全で楽しい場所でなければなりません。保護者にとっても、大切な子供を預ける学校で、子供の心身が守られ、笑顔で帰宅することが何よりも重要なことでもあります。将来、生存可能性の範囲が大きいにもかかわらず、児童・生徒がいじめによって自殺してしまうのは、近親の人々にとっては、耐えがたい精神的な苦痛を与えていると思います。

社会的な関心の高さも浮き彫りになり、現在、大きな社会問題であり、政治課題の中心に据えられ、かつてないほどの脚光を浴びています。いじめ、親の子殺し、子の子殺しなど、大変数が多数発生しておりますが、深刻な事態であり、子供たちを取り巻く環境、親子関係が急速に変化しているのではないかと感じます。

このような事態が発生してから対策をとっても遅いと思います。この中で、いじめ問題への対応策は、どのように取り組みをなさっておられるのか、お尋ねいたします。

せんだって発表されましたが、教育再生会議でのいじめの問題への緊急提言がなされましたが、この件をどのようにとらえておられるのかをお尋ねいたしますが、特に教師へのいじめの問題の指導は、どのよう行っておられるのか。また、いじめの早期発見、早期対応策は、

どのように指導されておられるのか。

次に、いじめを許さない学校づくり策は、どのように対応されておるのか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

久保議員の2点目の教育問題についての1番目、教育再生会議のいじめ緊急提言をどう思うかということについてですが、一つには、いじめ問題が深刻な社会問題であり、すべての学校、家庭、地域の重大かつ喫緊の教育課題であることを全国レベルでアピールすることになったという点で、大変意義深いことであったというふうに思っております。

また、一つには、いじめ緊急提言により、学校が安心・安全で楽しい場所と全児童・生徒が実感できる学校づくりに本気で取り組み、子供の生活をきめ細かに観察し、全教職員による指導体制を強固にし、家庭、地域と連携することの重要性を再認識できたという意味でも意義があったというふうに思っております。

ただ、新たな提言というより、これまでのいじめ対策を再確認するという域を出なかったきらいはあると感じております。

ちなみに平成18年10月1日付、文部科学省初等中等教育局長のいじめ問題への取り組みの徹底についての通知に、例えば、いじめを許さない学校づくりについての項では、いじめは人間として絶対許されないと意識を学校教育全体を通じて、児童・生徒一人一人に徹底すること。特にいじめる児童・生徒に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした指導が必要であること。また、いじめられる児童・生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示すことが重要であることと、踏み込んだ記述になっております。

2番目、教師へのいじめ問題の指導はどのように行っているかとの質問ですが、まず、佐賀県教育委員会とタイアップしながら、毎月の太良町内小・中学校校長研修会におきまして、生徒指導上の諸問題についてを必ず議題として取り上げ、いじめ問題改善策に取り組んできたところです。

ちなみに、10月26日の町内校長研修会においては、最重要課題として、いじめ問題の指導充実を取り上げ、その周知徹底を図ったところです。

内容としましては、①いじめを許さない学校づくり、②いじめ等早期発見、早期対応、③いじめ問題の重大性の認識と全教職員で取り組む協力体制づくり、④学校だより等、保護者、地域の皆さんとの連携構築、⑤いじめられる子供を徹底して守り抜く態度と、いじめる子供に対する毅然とした態度の重要性を全教職員に周知を徹底することとしております。

また、これより前、10月17日付、いじめ問題に関する指導の充実についての通知を出し、全職員を対象に、いじめ問題の指導に関する点検を実施し、課題意識、共同体制、児童・生徒の相談への対応、関係機関との連携等を点検し合ったところです。

3番目、いじめの早期発見、早期対応策は、どのようにしているかとのことですが、各学

校においては、いじめ問題を含めて、定期的に生活調査を実施しております。

例えば、多良中で11月1日、全生徒一斉に行ったアンケートで、「2学期になってから学校で友達がほかの友達から何か言われたりされたりして、嫌な思いを思いをしていることがあるか」との質問をし、その回答を手がかりに、改善策を講じていく取り組みをしております。

また、児童・生徒の日記、生活や授業観察、出席状況、保健室状況、教育相談状況等により、日常的に問題を抱える児童・生徒の早期発見に努めております。気になる子供に関しましては、全教職員で協議する場を設け、児童・生徒の理解に努めております。生徒指導上の諸問題が生じた場合には、速やかに学校長、教育委員会に報告し、学年部、生徒指導部、教育相談部で、迅速な対応ができるような組織を整備しております。

家庭、地域との連携も極めて重要だと認識していますので、学校だより等で、学校づくりの内容を説明したり、情報提供を求めたり、情報を提供したりしております。

4番目、いじめを許さない学校づくり策についてお答えします。

いじめ問題の対応では、いじめ早期発見、早期対応という直接的な対策と同時に、児童・生徒が学校目標実現に向け、明るく、充実感を持って学校生活を送る学校づくりこそが何よりのいじめ予防策になるという観点が必要だと認識しております。その点では、今の太良町の四つの小・中学校の児童・生徒諸君は、ほかの町に誇っていい子供たちではないかと感心をしているところです。

少し具体的に、多良小の場合で紹介をします。

多良小は、今年度、重要目標の一つに、豊かで繊細な感性の醸成を掲げ、心の教育プロジェクトチームを立ち上げ、生徒指導、教育相談、人権教育領域の企画運営に取り組んでおります。①毎月、心の日を設定し、思いやり、人権をテーマに学級指導を実施しています。②「きらきら笑顔集会」を開き、保護者、地域の皆さんにも御参加を願い、人に優しい町づくりを目指しております。③「あったか言葉運動」を年間通して実施をしておりますし、思いやりの木で、うれしい言葉を集めて、大きな木に育てようと頑張っております。

以上でございます。

○5番（久保繁幸君）

緊急提言が再認識する域を出なかった嫌いがあるというお答えではありますが、今まで本気で対応とか取り組みをしてこなかった、また、教育現場がいじめの定義をしっかりと認識していなかったとか、甘さだったではなかろうかという受けとめ方をいたしました。

先ほど11月1日ですか、多良中のアンケートをとられたとのことではありますが、ほかの3校はアンケートはとられたのかですね。それとまた、どのようなアンケートであったのか。また、その多良中のアンケートの中で、いじめ問題はどうかであったか。それと、そのいじめが不登校につながっている恐れはないか。いじめで不登校があつていないかを、まずはお尋

ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

多良中のほかの3校でも、実施をしております。例えば各学校別に申します。

多良小の場合は、17年度は心のアンケートを実施しましたが、18年度については、「何月の心」ということで、気になることはありませんか、頑張っていることはありませんかと記述をしてもらうような取り組みをしております。

大浦小学校では、仲よしアンケート、これははじめを直接問うものですがけれども、そういうもの。それからまた、これはちょっと変わっておりますけれども、スクリーニングテスト、これは抑うつ傾向を見る心理テストなんですけれどもね、そういうようなものも実施をしております。

多良中は、先ほどのように生活アンケート、大浦中では、生活実態アンケートというようなものを実施しております。

例えば、内容につきましては、多良中の場合で申しますと、「嫌な思いをしたことはありませんか」、「あった」と答えた人は、「それは今も続いておりますか」、「言い返すことができましたか」というようなことですね。あるいは友達がそういうことをされている、思いをしているということはありませんかということで、「ある」と答えた子供には、いつごろどこで、だれが、だれから、どんなことをされているかといったようなことを述べるというような内容のものでございます。

それから、多良中のアンケートで、はじめの問題はどうであったかという御質問ですがけれども、「嫌な思いをしたことがある」というのは、184名中41件ございました。これは22%に当たります。「今も続いております」ということでも、やっぱり23件はございました、12%になります。

そのほかに、個人の名前の入った記述をすべて集約いたしまして、そのケースごとに、担任による詳しい聞き取り調査を実施いたしまして、個別に対応が必要なもの、学級全体で指導が必要なもの、それから継続して指導していくべきもの等々、すべてにわたって対応してきたところでございます。

その結果、学校だよりの「きずな」12月5日号でもお知らせをしたところでしたけれども、今年度、重要課題に心を育てる言葉遣いの実践を掲げているが、今回の調査結果からは、まだまだ達成できていないということが判明しました。いじめと断定できるような行為は見つかりませんでしたけれども、多くの生徒が集団生活をしている学校では、友人の言葉や行動に心を痛める生徒もいるようです。学校、家庭で協力して、指導、支援をしてまいりましょうと、そういうふうな学校だよりの出されたところでございました。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

そういうふうなアンケートを年に一、二回等々やっていただければ、子供の悩みの引き出す方法もとられるかと思います。

時間がございませんので、次にまいります。教師の場合から見えにくい一面もあるかと思いますが。その一面はどういうところがあるのか。

また、現在、社会倫理観が失われ人間関係が窮して、つながりの心を知らない生徒が多くトラブルを起こすらしいですが、先生は怖くないと。友達が怖いそうですが、そういった子供は現在いないのか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

このいじめ問題は、見えにくい形で、大人目からも届かないところで行われる。しかも、いじめられる子は仕返し等を恐れて大人になかなか相談できにくいというような、そういう大人から見えにくいところがいじめ問題の最大の難しいところだなというふうに認識をしているところでございます。

ですから、何とか目に見える形にしたいということで、生活調査等も、その手段の一つとして実施をしているところでございます。なおまた、日常生活の場で表情、持ち物、服装、言動、交友関係等に変った点はないのか、全教職員で、できるだけ子供の悩みを見逃さないように努めているところでございます。

また、友達が怖いという子供がいないかということですがけれども、このいじめられる子供にとって、いじめられる子というのは大変プレッシャーになっております。身近な人に相談することができずに悩み、苦しむ子供は一刻も早く救わなければならないと、そういう思いでいじめの早期発見、早期対応に努めているところなんですけれども、町内の子供たちの中にも、身近な子供を怖い存在だと感じている子供はいるんじゃないかというふうに思っております。少なくとも、だれもが尊敬されるような、そういう人間関係というものを醸成していかなければならない、そういうふうな認識を持っております。

○5番（久保繁幸君）

県の教育委員会は、全国的な事例発表の会で、いじめの指導に係る点検項目をつくられ発表されましたが、その内容と、先ほど教育長が答弁なされた、町内のいじめの問題に関する点検を実施されたそうですが、その内容的には、一緒なものなんですかね。県が事例発表したのは、10項目か幾らかありましたですよ、その辺は一緒ですかね、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

県教委の実施した点検項目、それを太良町としても実施をしたということでありますけれども、そのほかに、いじめ等早期発見チェックリストというものを行っております。

それは、例えば休み時間、給食時間、登校から始業時、授業中などに分けまして、例えば休み時間ですと、休み時間になると変調を訴えて保健室で過ごす子供はいるか、いないか。

いるとしたら、だれか。それから、職員のそばにまとわりついて離れない子供がいるか、いないか。いるとしたら、だれか。グループから離れて1人である子供はいるか、いないか。いるとしたら、だれか。

そんなふうなことで、8項目ほど、休み時間だけでもですね。それぞれそういう細かいチェックを入れて、できるだけ早期に発見をしようというふうに努めているところでございます。

○5番（久保繁幸君）

教師の心ない一言がいじめを誘発したことが伝えられておりますが、いじめが発生したとき、管理職に報告しない問題点は今までなかったか、お尋ねしますが、隠そうとする隠ぺい体質が依然として残っているとささやかれております昨今であります。このようなことは本町ではあっていないか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

これはいじめ問題に限らずですけれども、学校におきましては、四つの学校ともプロジェクトチームを組んで、組織的に学校運営を心がけていこうと、そういう取り組みをしているところでございます。

また、家庭、地域との連携も、各学校とも重要なテーマにして取り組んでいるところでございますので、そういう報告しないということは、恐らくないんじゃないかなというふうに思っております。

特にいじめ問題では、1人では抱え込まないということを申し合わせしているところで、しかも、命に係る重大事でございますので、特に校長に速やかに報告しなさいと、教育委員会にも速やかに報告してもらおうということで、非常に細かい点まで、教育委員会までは上がってきております。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

いじめた者への出席停止の問題が取りざたされておりますが、私は、私自身は多少出席停止というのは乱暴だと思います。

いじめる子供は、家庭に問題を抱えていることが多いようで、学校という居場所を取られてしまえば、社会への憎悪がさらに強くなり、ますますこういうふうないじめとかなんとかやるのではなかろうかというふうで考えておりますが、学校で再生させるべきと考えますが、この出席停止の問題を教育長はどのように考えられますか。

○教育長（陣内碩泰君）

出席停止によっていじめ問題が解決されるのであれば、そういう手も使ってもいいと思うんですけれども、このいじめ問題というのは、人間関係の醸成という根本問題にかかわる非常に重要なことなんですね。ですから、軽々に出席停止という手段を選ぶことはできないん

じゃないかなというふうに思っております。

ただ、いじめ問題が余りに深刻で緊急避難的に、どうしてもこの出席停止をせざるを得ないということのみに、こういう手は使えるんじゃないかということですね。しかし、町内におきましては、そういうふうな、それほどの大きな問題は生じてはいないということでございます。

○5番（久保繁幸君）

数日前の新聞に出ていた問題なんですけど、いじめの原因の過半数は、家庭の教育力に問題があると報道されておりましたが、家庭教育の対策はどのようにされておられるのか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

いじめ問題に限ったことではありませんけれども、家庭や地域との連携なくして子供を育てることはできないというふうにも思っておりますので、学校だより等で、教育の方向を示したり、あるいは情報を提供したり、情報の提供を求めたり、家庭との連携を強めているところでございます。

○5番（久保繁幸君）

先ほど学校だよりの方で御報告ありましたが、その内容について、いじめの内容等は、どのような学校だよりの方を発行されておられるのか、お尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

各学校とも取り組んでいるんですけども、11月30日号、大浦中だよりをちょっと紹介させていただきます。

これは11月29日で、前日の全校集会の紹介をしているわけですけども、表彰2位の紹介に30分間も要したと、そういう子供たちなんだと。そういう中で、大浦中全体が新人大会で県優勝に導いた、バレーボール部顧問の森先生の話が載っております。「大浦中全体がよく落ち着き、学習も部活動にも、高きを目指して集中して取り組むことができる。また、一人が周りを気づかい、励まし合う雰囲気であり、そんな大浦中全体の支え、励ましの中で頂点に立てることができました」と全校生徒への感謝の言葉があり、全校の拍手で祝福をしたと、そういう内容のものでありますし、それから「バレー部は、早朝、校門から通路清掃を蓮池先生も付き添い、毎日続けています。時々心がきれいになったね、爽やかにになったねと声かけをしますが、毎朝続けている朝の心の耕しが試合の大事な場面で目に見えぬ力になって、頂点に立つことができたのだと思います」と、そういうふうな結びがしてありますし、あわせてまた、いじめについての全校集会での話も載っていますけれども、ちょっと割愛させていただきます。

○5番（久保繁幸君）

もう時間が参りましたので、いじめ、自殺のない教育環境をつくっていただくことを願い

まして、一般質問を終わります。

○教育長（陣内碩泰君）

時間が過ぎておりますけれども、一つだけ紹介させていただきたいと思うんですが、学校だよりの話が出ましたけれども、けさ、非常にタイムリーな新聞記事が出ております。それは多良中学校の記事でありますけれども、こんなに大きな、西日本のけさ付の新聞ですが、歌声響く学校づくり、音楽通じ豊かな心を育てると、こういう大変大きなもの。こういう何か紹介をしてもらおうと、学校としても、先生たちも、保護者の皆さん方も生徒諸君も、元気が出るんじゃないかなということで御紹介をさせていただきます。

○議長（坂口久信君）

一般質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立します。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

7番通告者吉田君、質問を許可します。

○6番（吉田俊章君）

それでは、議長の許可を得ましたので、台風災害に対する支援策ということでお伺いいたします。

去る9月17日の台風13号は、有明海の満潮時と重なり、建物、水稲、果樹、園芸施設、畜産施設等、大きな被害をもたらした。特に農作物にとっては、収穫の一番大事な時期に潮風害を受け、わずか数時間で、果樹関係では果実の落果、打撲、倒伏、枯死、落葉、水稲では倒伏、稔実不足等、近年にない被害をこうむった。

本町は農林業が基幹産業であるが、特に主作物であるミカン農家にとって、再生産はおろか、経営存続も危ぶまれる農家もある。

この災害については、町長を先頭に、国県への要望活動を強力に行い、支援が可能になったが、しかし制約もある。できれば柔軟できめ細かな町独自の支援もできないものか、お伺いいたします。

1、台風13号の被害をどう把握しているか。2、県は支援策320,000千円を提案してあるが、どのような支援か。また、激甚災の指定によりどのような利点があるか。3、町独自の支援として、営農対策はもちろんのことであるが、生活支援、他作物導入、樹園地の改植、補植、借入金への対応、施設の改修、共同施設への援助等に対してどう考えているか、お伺いをいたします。

なお、最近の町の財政については、大変厳しいということは重々理解をしているところで

ございますけれども、突如にして、こういうことが起こってくるわけでございます。

町長持ち前の前向きな姿勢で、ぜひこの難局を乗り切ってほしいと、そういうことで奇抜な策もお願いしたいということで、御質問をいたします。

○町長（百武 豊君）

吉田議員の台風災害に対する支援策についての1番目の質問、台風13号の被害をどう把握しているかについてお答えをします。

被害状況の把握につきましては、昨日の木下議員、あるいは竹下議員の答弁と重複いたしますけれども、水稻については100ヘクタール、露地野菜が4ヘクタール、果樹が702ヘクタールで、被害総面積は806ヘクタール、被害金額は411,000千円と相なっております。

さらに、果樹の樹体被害については、現在、秋芽が一部伸びておりますけれども、冬場の枯れ込みが予想されますので、被害の拡大が懸念をされます。

農業施設関係では、園芸施設被害戸数30戸で被害金額は18,800千円、畜産施設被害においては、戸数9戸で被害金額は307,000千円であります。トータルしますと、325,800千円と相なります。その他の被害といたしましては、マルチの資材の破損が主なる被害であります。今回の台風被害の被害総額においては、911,800千円の被害額であります。

次に、2番目の県の支援策320,000千円を提案してあるが、どのような支援があるか。また、激甚災の指定によりどういう利点があるかについてをお答えいたします。

県の支援策320,000千円の内容であります。

一つは水稻、大豆被害対策として、次年度の種子購入経費の助成として64,110千円、ライスセンターの入荷量減少に伴うところの固定経費軽減対策として79,794千円、合計では143,904千円。太良町はこれについては該当なしとのことであります。

2番目に、園芸施設被害対策事業として、一つは、1棟を単位として全半壊した場合、施設の建て直し等に対する県費の10%の助成、一部破損はこれは対象外となっておりますけれども、それから、2番目には果樹等樹勢回復対策事業として、30%以上落葉した樹園については、10アール以上の被害園地に、通常の肥培管理に追加して散布された堆肥、葉面散布剤等の購入経費について県費3分の1を助成するもので、上限は10アール当たり6,700円となっております。

4番目は、果樹等被害樹改植事業として、2アール以上で70%以上の落葉があったものを改植する場合において、10アール当たり216千円の標準事業費で県費2分の1を助成するものであります。

5番目には、野菜等の草勢回復対策事業として、10アール以上の回復対策に要した経費、被災後2カ月以内に実施したものに限り、県費が3分の1、10アール当たりには3千円を上限としてあるようであります。

また、育苗中及び栽培中の野菜等の撒き直しに対する経費の助成としては、被災後2カ月

以内に実施したものに限り、県費3分の1で設定をされておりますけれども、品目によっては上限額が細かく設定されております。

6番目は、畜産関係の対策事業でございます。1棟を単位として半壊以上の被害があった畜舎等の建て直しに要する経費の助成で県10分の1、これであります。

以上の対策事業の説明が11月21日に農業団体、市町にありまして、現在、調査積算の作業を各農業団体で進められております。

また、個人出荷者に対しては、町から代表者に取りまとめを依頼しております。

事業実施期限が平成19年3月31日までに完了するものに限ると、このようになっておりますので、改植事業の苗木不足や大規模な復旧事業、復旧が必要な施設もありますけれども、年度を越えての実施は一切認められないということでありました。

また、激甚災害指定のメリットでありますけれども、農地等災害復旧事業の補助の特例措置、農林水産施設災害復旧事業の補助の特例措置が適用をされます。現在のところ、天災融資法の発動情報は来ておりません。

3番目の町独自の支援も必要と思うが、営農対策はもちろん他の作物導入、あるいは樹園地の改植、借入金、生活支援、施設関係、共同組織等に対し、どのように考えているかについてであります。

町独自の支援でございますが、現在、国、県の事業実施に向けて作業を進めておりますけれども、対応できない被災農家があることは十分承知しております。

果樹の改植事業も、寒波の影響で拡大することが予想されますので、太良町農林漁業開発資金等も含めまして、何らかの支援策が必要であると、このように考えております。

以上です。

○6番（吉田俊章君）

まず1番の被害の把握ということでございますけれども、今、町長答弁のとおり、調査時点よりも塩害を受けておりますので、徐々にその被害があらわれてきてずっと拡大をしていると。調査時点でやられたよりも、もっと深刻な問題になってきているということでございます。

この被害の状況でございますけれども、ミカン関係では、太良、鹿島を中心に潮風害を受けておりますので、それで1,744ヘクタール、金額にして855,349千円という、県は積み上げております。米の場合はこの数字、被害額の金額の数字というのは積み上げやすいわけでございますけれども、ミカンの場合は、なかなかそこら辺がわかりにくいところがあります。各農家に、我々も団体としても各農家にそういう調査を出したわけですがけれども、例えば枝折れはどうかとしたら、どれくらいの枝折れがどうなんだという、ちょっとわかりにくい状況で、例えばミカンの、どれだけ落果でどれだけよという数字を出しても、それは単価が幾らして、どれだけ損失になるんだという、そこら辺がなかなかわかりにくい状況の中で、

この積み上げもされてきたと思います。

それで、そこら辺の基本的に減収、どれだけの減収になったという、そういう基本的な考え方というのはどこにありますか。

○町長（百武 豊君）

今、議員もおっしゃったとおり、水稻とか、大豆とか、こういったものは瞬時に被害額がわかります、また収穫量もわかりますけれどもね。ミカンについてはなかなか不透明でわからないんですよ。だから、今、伐根をして細根が切れている樹木を見ても、3月後にどのような冬枯れ等々があって被害があるか、それは見当が付きませんから、この点についてはやはり憶測がしがたい面があるから、3月31日までだという期限を切るそのものについて、私は妥当性に乏しいと、こんな思いがあります。後に残る災害の被害がありますからね、これはやはり県で対応、あるいは国で対応できない分については、皆さんとお話しをしてなすべきことは対応を考えていきたいと思っておりますけれどもですね、やっぱりうちは、基幹産業はもともと30年代からミカンですから、これについて、必要欠くべからざるものについては対応を考えていかなければならないであろうと。ただ、被害は受けたけれども、吉田議員も東京に市場等に行かれてわかるように、実績を見ますと、被害を受けたけれども、果実について、ミカンについては、ことしは出荷数も少なかったけれども、価格的には一番いいのを倍近くの価格をしていると。しかし、そういったものを出荷した人はいいいにしても、やはり底辺に隠れた人はそういういい面には遭っていないから、やっぱり打撃的な方もいらっしゃるだろうと思いますからですね。

まずは、私の考えでは、国とか県で対応できない、こういったものとはということについてはお話しをして、結局、どのようにするかを検討していかざるを得ないであろうというふうな思いであります。

○6番（吉田俊章君）

樹木の被害については、当然そこはわかりにくいというところがありますが、特に金額についても非常にわからないところがあります。前年対比でやるのか、その年の計画の中でやるのか。共済関係では、5カ年の平均を、5カ年ということを期限切って、その中で上と下、一番高いのと一番安いのを切って中を平均しているという、そういうやり方もあります。

今回は我々もようわからないで、ものを集めて数量これだけだと。じゃ、これだけぐらいの単価で売れたらこうなるだろうという数字を出したところです。

それで、後で融資の問題でも、減収の問題では、利息の分が変わってまいりますので、そこで、またちょっと質問を申し上げます。

次に、この2番、3番というのは関連しますので、一緒に質問を申し上げます。

激甚災の指定になったわけですがけれども、激甚によって国庫補助の上乗せ、あるいはまた採択基準の緩和というのがあると思います。

それで、共同施設については、被災を受けてから7日以内に農政局へ連絡をなさいと、報告をなさいということになっています。我々というのも、そこをなかなかわからなくて、もっとおくれた状況になってきたんだと思いますけれども、そこら辺の町の対応としては、報告関係、農政局への報告関係というのは、どういうふうに指導をされたんでしょうか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

直接農政局へという報告につきましては、県を通しまして、県に台風の翌日にJA関係者とともに職員一同全部被災地を回りまして、大体しかその時点ではわかりませんが、その時点での被害報告をなし、それ以後、随時被害報告を県の方に上げて報告してまいったところでございます。

○6番（吉田俊章君）

それでは、改植、補植の件で質問を申し上げますが、実は国は17年度に樹園地の構造改革、そういうものを進めておりますけれども、その中での改植事業、これももちろん17年度から佐賀みどりと、関係では、佐賀みどりとそれから果協は産地協議会を立ち上げていますので、その事業には入っております。

今回、果樹等被害樹改植対策事業というのが今回の台風災害で実施されるわけですが、それとの整合性というのはどうなりますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

ただいまの御質問は、17年度から実施しております、国の基金による改植事業と台風災害による事業量の増との関係か思います。実際、議員おっしゃるとおり、17年度につきましては、果協、JA佐賀みどりさん、合計しまして45戸で、12ヘクタールほど改植の実績がございます。

18年度の当初計画、台風が来る前の計画でございますけれども、両農協で15.4ヘクタールの当初計画がございました。それと、今度9月台風が参りましたので、県の考え方、国の考え方といたしましては、ミカンの改植事業につきましては、この基金事業で、この枠の中で復旧をやってくださいというようなことで、平成3年度には復旧対策事業という別枠でつくってございましたけれども、今回の改植事業につきましては、この国の基金の対応でございます、園地転換特別対策事業ということで実施をしてくれというようなことで、その枠の調査がございまして、農協、果協さん協議いたしまして、その枠の、事業実施枠の当初からいたしますと、JA佐賀みどりさんで5町4反増、それから果協さんにおかれましても、台風災害の復旧に係る改植事業の事業量の増の要請をただいまいたしたところでございます。

ただ、まだ確定、枠の確定ということは、まだ聞いておりません。

○6番（吉田俊章君）

今度の18年度のその改植事業、国の改植事業では、予算が全部で7億円だと。それで、今、改植事業に出されている量ではもう7億円では対応できないと。それで、恐らく19年度に回るかという話がずっとあっておったわけです。今度の台風の災害の後にもう一回、今課長が言われるように調査があつて、もう少しふやしていいだろうというようなことが全部通つていくんだらうという話があつて、再調査になつたんですけれども、それは、本当にじゃ、それで通つていくのかという心配もしていますけれども、今の答弁では何とかなるんだらうという感触を受けましたので、安心はしているところでございます。

それにかからないところの今度の災害対策での改植、補植の問題ですけれども、これは国の事業で220千円という補助額ですが、これは10アール当たり216千円というのが上限額で、県が2分の1補助ということになりますので、結局は450千円、500千円程度の事業をしないと、上限の216千円にはならないということになると思います。

こういうことから考えれば、この災害のものであるならば、余分にたくさんの金が必要でいくと。負担額がかさんでいくと。そういうことになれば、これは本当に使えないと。国の改植事業がいいんだということになると思います。それとまた、さっきから言われる19年の3月31日までだよという、そういう決まりもあつて、そういうことになれば、優良系統の苗木も本当にままならぬことになります。そういうことも含めて、これには、本当にきのうの竹下議員の質問の中でも3月31日というのは、これは使えない、そういうものじゃないかという質問もあつたですけれども、当然そういうことに、利益という、そういうためになるという状況の中でも余りよくないし、期限も切られ、あるいはまたそういう優良苗木の問題でもそういうことがあります。本当言ったら、苗木の生産も含めながら、その期限は寄つてほしかったら助かるんですけれども、何か方法というのはないわけですか、それは。

○農林水産課長（高田由夫君）

議員御指摘のとおり、県単事業につきましては、3月31日までで事業を完了してくださいというようなことでございますと、苗木の問題、それから事業期間の問題、それから先ほど議員おっしゃられたとおり、2分の1の補助だと。国の基金の事業でいきますと、220千円までは来ますよと。ただ、県の事業では標準事業216千円の2分の1だというようなことで、補助率も悪いというようなことになってきますと、やっぱり県単の事業ではどうも実施するのはちょっとどうかと、私自身思っているところでございます。苗木につきましては、ちょっと。

○町長（百武 豊君）

3月31日という、期日線引きをしてもらつたことについては、冒頭から申し上げております、稲とか大豆とかは即時判断ができるけれども、ミカンについてはわからないからですね。あんたたちは認識不足じゃないかと、何をもって3月31日だということを議会が済んだら、県にも出向いて行って、それでは救いにならないと、どういうことなんだということを確か

めてみたいと思っておりますけれどもね。県でもできない、あるいは国の政策において全部はできないとなれば、足らざるところは、冒頭言っているように、皆さんとお話しをして、特に苗木については太良町だから、いいミカンを市場に出荷しないといかんから、町で何がしかの面倒を見たいというときは、やりかえようという人があったならば、やはり品種のいいやつ、この間も言いましたように「いさお」とか、あるいは「太幸」とか、そういうのに限って、あるいはいつも市場から言われておられる、いわゆる極早生等を淘汰しなさいといつも言われているから、そういう人で被害を受けたところがあるならば、全額は無理かとも思いますけれども、そういうのには、50%か幾らかのやっていい品種を太良町に植えるためには、やはり努力はせざるを得ないだろうと。そして、いい評価を受けるようにするように、太良町も場合によっては犠牲の上に立って、ということは、太良町の産業の行く先を守ることでですから、余り遠慮することなく、皆さんとお話しをしたいなと思いはっております。

○6番（吉田俊章君）

今まで「太幸」に補助してもらったわけですがけれども、今の答弁では、そのような状況で優良苗木は今後もやりたいと、そういうことだと思います。ありがたく思っています。

町内には、個人出荷者というのもたくさんおられるわけですがけれども、この個人出荷者に対しては産地協議会もできておりません。個人出荷者協議会というのがあるんですけれども、産地協議会ができていないから、国の事業も当然やれないと。個人出荷者協議会については、今度の災害対策のことについては、事業はやられるんでしょうけれども、それにも入っていないという方にはもう何の恩典もないということになるんですけれども、そこら辺の指導というのは、どう考えられていますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

ただいまの個人出荷協議会につきましては、台風被災後、実態把握、被害把握のために代表の方寄っていただきまして、まず、被害の実態を調査、お願いいたしました。

それから、11月に県単事業の実施がございましたので、その説明を、事業説明をいたしまして、実際被害に遭われた方の事業実施に向けての調査を代表の方をお願いしたところでございます。

ただ、先ほど言われました農業団体等で計画をつくっていないということで、国の先ほどの基金の事業はできないので、どのようなことかということでございますので、なるべく県単事業等を活用していただくのがベストかと思っております。

○6番（吉田俊章君）

事業主体というのが、そういう農業者の団体ということになっておりますので、それには加入していない、太良町内のミカンづくりもたくさんおられると思います。そこら辺も同じ太良町の産業を担っている人ですから、できるだけ救っていただくような、そういう指導を

していくようなことでお願いしたいと思います。

それでは、次に借入金、資金の問題ですけれども、今回の対策として、県はある程度の資金を提案してありますけれども、どういうものがありますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

県の資金でございますけれども、改植事業につきましては……（「融資の問題だけでいいですよ。融資、借入金」と呼ぶ者あり）町開発資金の……

○6番（吉田俊章君）

今回の災害に対して県の資金、あるいは自作農の資金、それから農協資金、いろんな資金が提案をされてきていますけれども、その中で、県の資金というのが知事の考えのもとに出されてきていると思いますけれども、それが、どういうものがありますかということです。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

佐賀県の方の県単災害資金ということでございます。これにつきましては、農業近代化資金を基準金利にいたしまして、被害の割合に応じて末端の貸付金利が変動するというので、償還期限は7年で、うち据え置きが2年という災害資金がございます。

○6番（吉田俊章君）

特に知事が認めるということで、県単の災害資金、今上げてあるし、ほかにどういうものがあるのか、全体はわからないわけですが、もう一つ、上乘せ資金というものも、そういう資料もちょっともらっていますけれども、これを見た場合に、被害額50%以上は金利はゼロだというふうな書き方をされていると思いますけれども、先ほどから被害額というのが、どれを基準にするのかという質問を一番最初にしたんですけれども、この被害額50%というのは、どこから出てくる数字ですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

災害資金につきましては、過去の所得に応じた平均によります、それに対する当該年度の被害ということになりますので、基本的には5カ年間の平均を出すというふうになると存じております。

○6番（吉田俊章君）

このことについて、組合長が証明するもの、証明書つきだということになっているんですけれども、そこら辺は、そしたらの確というか、ある程度の数字を見ればできるということになるんですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

罹災証明ということになりますと、町の方の判断、町長の判断ということになりますけれども、その判断の材料になりますのが、先ほど申しました収入の減ということでございます

ので、ただ、この申し込みにつきまして、農協さんの方もとっておられたんですけども、今からだと思います。

○町長（百武 豊君）

50%をどこで見るとのことですけれども、我々では役場の職員でも実態はわからないんですよ。だから、そういったことには生産組合とか、いわゆる組合の方々に判断してもらうしかないということですから、それを架空の被害を出してもらっては困ると。これは組合としても責任問題がありますから、うそは出されないと思うから、それを信じるよりほかはないと、良心的な申告を待つしかないと思っております。

工事にてんぷらがあるように、被害額にもてんぷらは絶対あってはいけないものですから、そこを信用して、いわゆる農協さんとかプロの方にお問い合わせするわけですから、良心的な額を出していただかないと、後日、そういうことが露見すると信用できないということにならないような被害額の提出はしてもらわねばならないと、こう思っておる次第でございます。

○6番（吉田俊章君）

これが前年対比ということであればすぐ出せるし、5年ですよということなら出せるし、そういう基準ですね。基本的なことがちょっとどういうことになっているかと。

先ほど5年間という数字も出ましたので、そういうことなのかなど。5年間というのは、ちょっとわかりにくいところもあるんですけども、共済関係ではすぐ出るんですけどね。そういうところかなと思っているところです。

それから最近、この借り入れという、貸し渋りというか、そういうことがいろいろ話にもあるように、既存の借り入れがあったり、それから保証人の問題があったりして、なかなか以前みたいにスムーズには借れないという、そういうケースもあるんですけども、今回の条件というのはどうなっていますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

貸し付けの条件でございますけれども、対象となる農家は第2種兼業農家までとすると。ただし、第2種兼業農家の貸付区分は、被害額の大小に関係なく、被害額20%以上30%未満の農業者の貸付金利を適用するということになっております。

それから、先ほどの貸付対象者の一番大きな項目のところ、被害額20%以上の農業者、または被害額15%以上の農業者で繰越欠損金がある者というようなことの規定が、県の資金の方には規定されております、申し添えます。

○6番（吉田俊章君）

できるだけ資金が早く出るように、そこら辺の努力もしていただきたいと思っております。

もう一つ、町の独自の利子補給事業というのがあって、町の開発資金、それから柑橘経営の資金というのがあると思っておりますが、現在返済中というのは今どれくらいありますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

太良町柑橘経営資金につきましては、ただいまの貸付残高は18,520千円でございます。

それから、農林漁業振興資金でございます。俗に農業漁業開発資金でございますけれども、これの貸し付けの残高は、ただいま6,300千円でございます。

○6番（吉田俊章君）

このことについて、今まで滞った――以前1回質問したときに、農協さん努力しておられて滞っていないということですが、もちろん滞ってはいないんだろうと思っています。

今回こういう災害を考えてみれば、返済の猶予というのが欲しいなど。県の関係でも、上部団体の関係でも、返済の猶予を何か考えられていますけれども、これについて、例えば1年間は、ことしは利息だけで、あとは1年繰り延べていいよというふうな、そういうふうな方法というのはいないわけですか。

○町長（百武 豊君）

前借りている方々は、個人の名前で金融機関と契約をされております。猶予については、金融機関は町の保証がない限り、そういうことは到底成り立たないわけでございますので、やるとすれば、もしそれができるとすれば、大きな被害があつて、やらざるを得ないという判断に立ったときは、そういう等も、佐賀みどり等々とも話し合いの機会をつくる場合はありましようけれども、原則的には2年据え置き5年払いということになっておりますので、これを金融機関として改正するには、個人対金融機関の対応ですから、これはなかなか難しい点があろうと。ただ、特別に町が大災害なので町が保証をするからとなったとき、あるいは金利の部分を出すから何とかしてくれということについては、これはまだ未定でありますけれどもね、それは恐らくできないかもわからないと思います。

だとすれば、そういう問題があるとすれば、町のいわゆる開発資金、これを限度額1,000千円だけれども、場合によっては、皆さんと相談して、額を2,000千円までふやすとか、そういった対応しかないところでは考えております。

○6番（吉田俊章君）

もしそういう返済の関係での要望があるとすれば、よき方にお取り計らいをお願いしたいと、そういうふうに思います。

もう7年間ということで切れたんだと思いますけれども、柑橘経営の利子補給ですね。そういうことでも、できればまた発動いただきたいと、そういうふうに思っていますので、考えてほしいと思います。

それでは、次に他作物ということで質問を申し上げますけれども、いつも町長は、今回も少し申されましたけれども、ミカン以外の作物ということで、よくカンショの話もされます。

最近、農協推進もあつたり、たらふく館もあるということで、野菜関係が少しずつ伸びて

いてきているのかなと思っています。

特にことは、ここら辺の水田を見ますと、結構タマネギがふえています。そういう状況になってきておりますし、この災害時の一時しのぎといいますか、そういうことも考えた場合に推進をすべきだということで、農協でもキャベツとか、カボチャとか推進をされていっております。町は14、15、16年ですか、誘い水という格好で補助をされてきましたけれども、それによって、幾らかでも定着をしてきたんだろうとは思いますが。

特に今回、こういう状況でありますので、そこら辺の例えば種子の一部でも援助できたら、もっとそこら辺がスムーズに進んでいくのかなという気がしますけれども、そこら辺どう考えられますか。

○町長（百武 豊君）

太良町の産物として、いつも申し上げているのは、やる気がある人が集団的に協議会をつくってやってもらうところについては応援をしないわけにはいかないと、かように思っております。

私一人がやったから私に応援をとということじゃなくして、太良町の産物として協議会でもつくってやろうというのであれば、これには耳をかさないわけにはいかないと。

あなたも上京されてわかりますけれども、茨城の白菜が6個入って1箱200円だったのは、あなたも確認をされているかと思えますけれどもね、そんな安い白菜をつくって値段がしないのは、やっぱりみんな白菜がいいよと言ってやるべきなのか。

私は、チャボを自宅にあぎゃんような形で何羽か飼っておりますけれども、白菜が一番チャボは食べるんですよ。安いのを目指していつも買っておりますけれども、佐賀の市場に行ったりとか、あるいは店頭少し悪くなったのを買うとかして、安いのを食わしておりますけれども、時期によっては、1玉で300円も500円もする時期があるんですよ。だから、こういうときに出荷をされるような野菜のテクニックはできないのかなと。それがいつも気がかりと思っておりますから、100円しかできない野菜を出すのと、ないときにハウスか何かで、500円もするような野菜の栽培のテクニックはできないのかなと。より2倍も3倍もあるのに、同じ汗を流してと私は素人だからそんな考えがありますから、そういった点についても、プロの方々は何かないのかなと、こんな思いをいつも持っておりますので、やっぱり冒頭申し上げましたように、皆さんがやる気を出して協議会をつくってこういうことを真剣にやりたいということであれば耳はかしたいと、こんな思いです。

○6番（吉田俊章君）

ちよくちよく話は出るんですけども、たらふく館に地場産が少なくて、よそものがたくさん並んでいるよって話もあります。そういうことから考えても、ぜひそういう協議会でも立ち上げたら、そこにはやるよという話もありますので、ぜひそういうことで振興していただきたいと。特に今野菜は暴落をしています。夏の時期は高かったんですけども、最近、

暴落をしています。イメージがちょっと悪いなという気はするんですけども、農協でもキャベツの推進もやっておられます。そのキャベツがやっぱり、普通、今安いからもうすっ込めようと、そういうことで、トラクターですっ込んだりしていますけれども、それとは違った、焼肉屋に行く、そういう特殊に考えられたものですから、ぜひ推進にも手助けをお願いしたいと思っています。

最近タマネギがふえてきたんですけども、やっぱり大浦の方では、ミカン園を開ばくしてタマネギをされているところがあります。畑地のタマネギというのは、品質がよくて、仕事上も楽だということもあります。ソースをつくるには畑のものじゃないとだめよということもありまして、大変貴重なものだと思います。

今回の災害でも、畑地にした方がいいんじゃないかと言ったり、あるいはまた、ミカン園の荒廃地もたくさん出てきています。そういうことで、そういう考えもしたらどうかと思うんですね。

それで、きのうも出ました放牧の問題も一つではありましようけれども、できれば以前、田なおし事業とってやられてきたああいう事業をもう一回考えて、以前みたいにたくさんあるとは限らんですけれども、できればミカン園のそういう畑地の開拓ということも考えられたらと思いますけれども、そこはどう思われますか。

○町長（百武 豊君）

私はできる、できないは別として、田なおし事業はうちはやったと。だから、中央に行ったときは、畑のなおし事業を何か考えてくれないかと、こんなことも申しておりますけれどもね、もうそれは前も言いましたけど、長崎県に飛行機でおりにときに、長崎県の方では畑なおし事業をやっているね、本当にきれいな畑ができています。もちろんジャガ等がメインでしょうけれども、ああいうふうなことは、うちは中山間地だろうからなかなかできないかもわからんけれども、ある程度土地を集約してああいうところができないのかなという夢はずっと抱いておりましたので、やはりそういった面についてもできないのかどうか、可能性は薄いけれども、そういったものを養成していくべきではなかろうかと、このように思っております。

タマネギの話がされましたけれども、当時は、私の部落からも白石、有明方面にタマネギに行く、タマネギに行くと言って、海の漁が悪いものだから、それこそ自動車ごと借り切って行きよんさったですけどもね。その時分に私が言っていたのは、前も言いました、タマネギつくりに行くんなら自分たちでやりなさいと。そしたら、もっと付加価値のあるものになるんじゃないかと言っておりましたけれども、時の川島農協の組合長さんがタマネギはなかったのに、じゃ、みずからが率先してつくられて、今はタマネギ農家もかなりふえているというから、これは期待をしておりますけれども、そういうふうにして、やっぱり自分一人じゃなくて、太良町の産物として、これを伸ばしていきたいというのであればやっぱり応援し

ないのは、1次産業の太良町としてはおかしいんじゃないかと、こんな感触も持っております。

○6番（吉田俊章君）

農協でもそういう共同で出荷できる体制もつくられておりますので、ぜひそういうふうな振興をしていただきたいと、そういうふうな思います。

続いて、施設関係ということをお伺いしますが、今聞いている話がビニールハウスも幾らか損傷を受けたよと。それから鶏舎等も損傷を受けましたという話も聞いていますけれども、一応全体的な話として、先ほども町長答弁にあったように、今回、マルチの大半が吹き飛んだわけですね。それで、このマルチがただ飛んだじゃなくて、新しいものが、ことししたものが飛んで、もう4年でも5年でも使ったよというような状況に見事に汚れて、見事にしわが寄ってというふうな状況になっています。

町はずっと今まで、そのことについては補助をされて、最近は特に「太幸」を中心に補助をされています。県単の事業もあります。そういうことで、これだけ吹き飛んでしまっただけでは、普通の状態だったら3年間ぐらいはマルチを使っていくんですけども、ちょっと使えない状況になっています。

それで、今回、もう一度、そこら辺に太良ミカンの品質向上と銘柄確立ということを考えれば、もう一回、今回は少し大手を広げてやってほしいなど。もちろん農家みずからがやるべきことですが、手助けをもう少ししていただきたいなど。県の補助に合わない分を町で手だてをしてみてくださいと思いますけれども、どう思われますか。

○町長（百武 豊君）

議員おっしゃったように、ミカンの品質は、マルチをしくことも条件のうちに入っているんですよ。

だから、そういった面で被害は受けたけれども、これから営々と、これからは力点を出してマルチも張ってやっていきたい、いいミカンをつかって出したいという営農者の方々の意欲ですよ、意欲。やりたくない人にこっちからわざわざ押しつけてやる必要はないと思いますから、そういったことが私は必要だと思いますから、やる気のあるところに本当に応援をしたいと。そこに太良ミカンのよさが出てくるということであれば、しり込みしてはいけないという思いはあります、はい。

○6番（吉田俊章君）

それでは、最後に、共同施設のことについて御質問いたします。

今回の県の支援の中で、共同施設の固定経費を助成すると、そういうことになっています。それについて、米、大豆、そのようなものの共乾の施設だということになっています。

町の要望の中でもミカン関係の共同選果場、共選場に対してのそういうこともできないものかと、ぜひそういうことをしてくださいというお願いもしたし、県の調査でもちゃんとそ

こら辺はあって、県も把握していると思うんですね。それにもかかわらず、ミカン関係は入らなかったと。そういうことについて、そこはどういう原因があったのかよくわかりませんが、県は80,000千円——約79,000千円ですね。80,000千円ぐらいの予算を組んで、共乾施設に対しては助成をするのに、ミカン関係はしないというのは、どういうところに原因があるんですかね。

○町長（百武 豊君）

理由はわかりませんが、やはりお米等の共乾については、あなたがおっしゃったように、政策として出してあると。しかし、ミカンは外れていると僕が申しましたように、何でミカンが外れたのかと。

理由としては、県も値段が逆に高かったからという方法なのか何かわかりませんが、なぜミカンのことを外したのかということは、やはりこれについては、よく聞きただしてみたいと思いますからね。稲作、大豆は、来年は夢があるんですよ。ミカンは何年かかって果実が実るか、そういうことが本当にわかっているのかなということが一つありますので、そのような論議はやってみたいと思います。できないものはできないけれども、要請をするのが私の立場であると思っておりますから。

○6番（吉田俊章君）

これは、私が単純に考えるものですが、共選場というのは農協が運営していると。農協はいろんな事業があってその一部だと。それで、その共乾の施設については利用組合がやっている、そういう差なのかなと思っているところです。

ただ、そういうことから考えれば、我々の組合だって、ほかの事業は一つもない利用組合なんですよ。そこら辺も加味した考え方をしてほしいかと、こう思っているところです。

今の町長答弁にも、ぜひただしてみたいという、そういう答弁もいただきましたので、そこら辺もう少し進むように県へのただし方、要望、そこら辺もぜひお願いをしたいと思います。

最後に、本当に最初に申しましたように、大変財政の厳しい、そういう状況の中でございまして、さあ、あれもください、これもくださいというような言い方に終始した状況でございまして、町の財政が破綻する前に町民が破綻してしまえば元も子もないですから、ぜひそこら辺を十分考えながら、特に町長のやる気、そういうことを十分我々もわかっておりますし、進めていただいて、太良町の一つの産業が衰退することなくますます進んでいくように、お願いをしたいと思っております。

県は、足らざる分は2月にまた補正を組むと、そういうことも言われています。それで、ぜひもう少し使い勝手のいいような方向で、やっぱりそこら辺をしていただくように、ぜひそういう要望活動もしていただくようお願いして、質問を終わります。

○町長（百武 豊君）

共乾についてはあるけれどもとおっしゃったのは、考え得るに、佐賀県の共乾は、ほとんどが赤字なんです。それは、やはり判は押しておっても米を持って来ないということに原因があるわけですね。これは長年ずっと共乾は赤字なんです。そういうことを推しはかって、思い切って今度、台風に合わせて共乾を救うためにとやった政策かもわからないと、心ひそかに思っていますけれどもね、やっぱりそういうところがあると。

ただ、それだけならばよしとしても、ダブルであったから、それも含めてということであればわかりますけれども、しかし、ミカンについては認識不足じゃないのかなということを考えております。（「どうも。質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時45分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 坂 口 祐 樹

署名議員 浜 崎 敏 彦